



あんしん終活講座

～子供のいない夫婦やお一人さまの終活対策編～

NPO法人 都民シルバーサポートセンター 大西 統

<https://tsugusapo.com/>

当団体のご紹介



NPO法人

都民シルバーサポートセンター

活動内容：お一人さま・認知症・終の棲家・介護・相続といった高齢者の様々なお悩み相談窓口対応を行っている団体。難しい問題でも各専門家と連携し、ワンストップで解決に導きます。

所在地：世田谷区太子堂

社員数：15名

(弁護士・司法書士・行政書士・税理士・宅地建物取引士など)

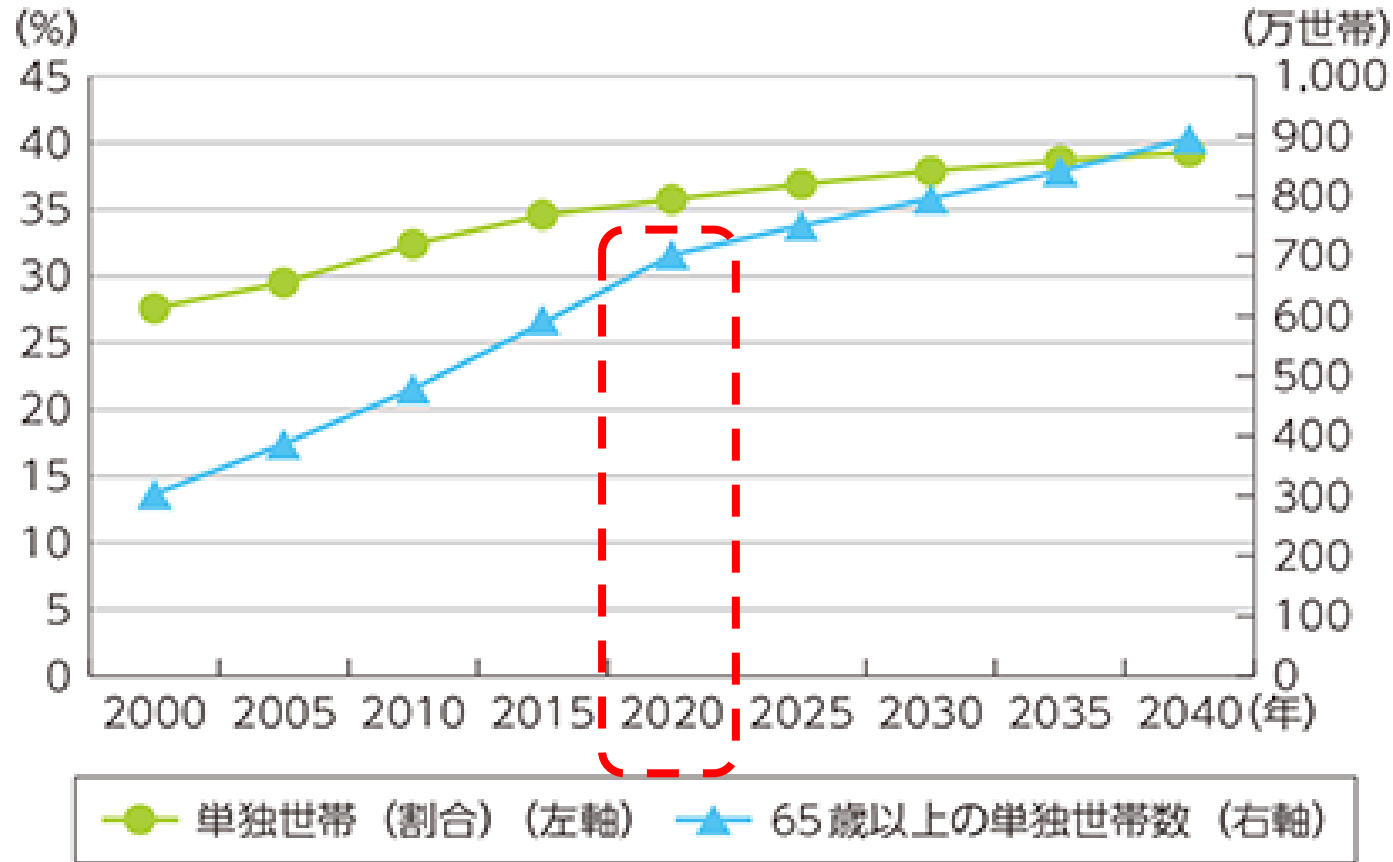
<https://tsugusapo.com/>

子供のいない夫婦やお一人さまの
様々な不安やお悩みの解決方法や
備えを学ぶことができる



お一人さま高齢者の現状と今後

●単独世帯率の推移と65歳以上の単独世帯数の推移



【出典】：総務省



65歳以上の5人にひとりが1人暮らし。家族に代わる第三者のサポートが重要となる。

<https://tsugusapo.com/>

お一人さまに起こる悩みや問題

入院時や施設入居時の
身元保証人のこと

認知症のこと

生活サポートのこと

終の棲家のこと

死後対応のこと

遺産のこと

お墓のこと



お一人さまの悩みや問題の解決方法

お悩み・問題	解決方法	対応者
入院時や施設入居時の 身元保証人のこと	身元保証契約	身元保証会社
生活サポートのこと	生活サポートサービス契約	
金銭管理のこと	財産管理委任契約	弁護士・司法書士・行政書士
認知症のこと	後見制度利用	
終の棲家のこと	在宅介護 / 高齢者施設入居	ケアマネジャー / 高齢者施設紹介企業
遺産のこと	遺言・死後事務委任契約	弁護士・司法書士・行政書士・身元保証会社
お墓のこと		
死後対応のこと		



判断能力が無くなってからは、できることが限られる為、
判断能力があるうちに早めの対策を講じる必要がある。
問題は複数同時に起こるため、**総合的に相談できるところを**
見つけておきましょう。

<https://tsugusapo.com/>

身元保証会社とは

身の回りのサポートをしてくれる人がいない場合に、家族に代わって様々なサポートをしてくれるのが身元保証会社。身元保証会社によってサポートの内容や費用が異なるため、自身に合った会社を選択することが望ましい。

●主なサービスと内容

身元保証人

- ・緊急連絡先
- ・入退院手続き
- ・高齢者施設入居手続き
- ・身元引受け
- ・(債務保証)

20万円～100万円

生活サポート

- ・定期連絡
- ・定期訪問
- ・買い物付き添い
- ・役所手続き代行
- ・各種相談



5,000円～20,000円/月

死後事務サービス

- ・葬儀
- ・火葬
- ・納骨
- ・ご供養(永代供養など)
- ・家財処分
- ・医療費、公共料金清算
- ・各種連絡、申請手続き



70万円～300万円



身元保証サービスでは財産管理ができない為、財産管理をお願いする場合は、別途財産管理委任契約が必要。

<https://tsugusapo.com/>

お一人さまの在宅サポート事例

－ 相談内容 －

全く身寄りのいない75歳男性。癌の余命宣告を受けており、以下希望と不安を抱えている。また、車いす生活のため、生活に制限がある。

- ①金銭管理含めた身の回りのサポートをして欲しい
- ②自分の死後対応(火葬・納骨・事務手続きなど)は誰がしてくれるのか
- ③代々伝わるお墓を見る人がいないので、三回忌を終えて永代供養したい
- ④自分の財産はどうなってしまうのか
- ⑤飼っている愛猫はどうなってしまうのか

－ 本事例で何も対策を講じない場合どうなってしまうのか－

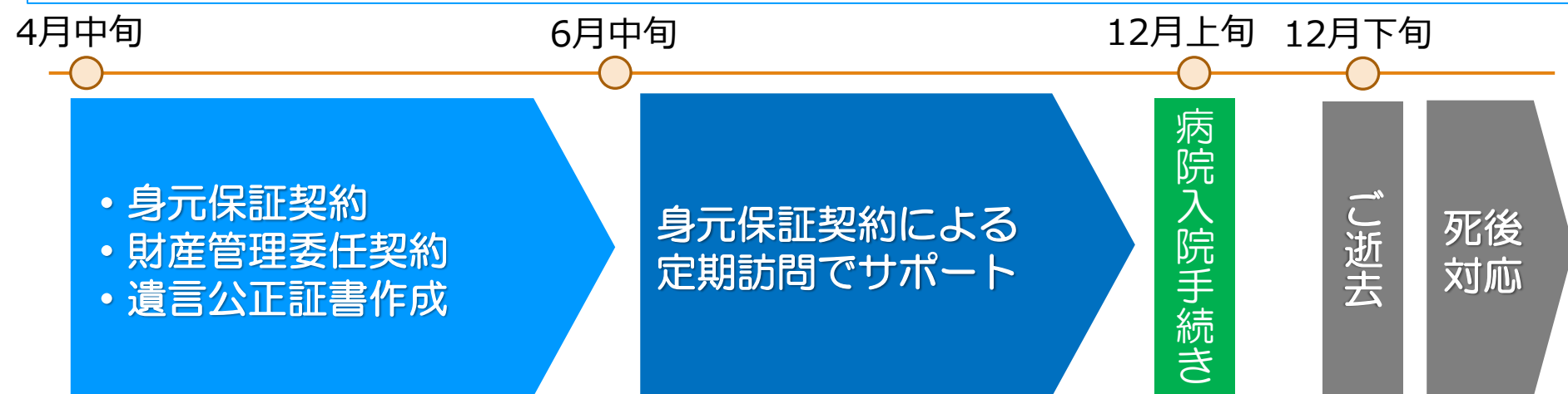
- ①財産管理について：誰もできない
- ②火葬について：自治体が対応（財産が無い場合は費用も自治体負担）
- ②納骨について：無縁墓地に納骨
- ③永代供養について：一定期間申し出が無い場合、管理者（住職など）が無縁墓地に埋葬し、墓石を撤去し更地に
- ④寄付について：全て国庫に遺贈される
- ⑤猫の面倒について：誰も見てくれない（捨て猫状態）

お一人さまの在宅サポート事例

本事例の対策 ⇒ 身元保証契約（生活サポート付き）
財産管理委任契約 ・ 遺言公正証書作成

一遺言に記した内容一

- ①残った財産を動物愛護団体へ寄付
- ②火葬後、葬儀をせず指定のお墓へ納骨（直葬）
- ③納骨後三回忌を経て永代供養
- ④各種届出や医療費清算等の死後事務対応
- ⑤猫の行き先を探す
- ⑥上記を実現する遺言執行者の指定 ⇒ 当団体に



<https://tsugusapo.com/>

まとめ

- 1 ひとりで悩まず相談できるところへ相談しましょう
- 2 問題やお悩みの対策は、元気なうちに行いましょう
- 3 金銭管理をお願いする場合は、財産管理委任契約が必要
- 4 死後対応は、執行者を指定した遺言を作成する事で実現可能

継ぐサポ
今と、その先の
ありがとうへ

ホームページは
こちら



当団体活動ブログ
随時更新！



最後までご視聴いただき誠にありがとうございました

<https://tsugusapo.com/>